

静岡市葵区区民レポーター記事掲載基準

1 趣 旨

この基準は、静岡市葵区区民レポーター事業実施要領4（1）掲載可能な情報の範囲及び内容に規定する基準として定めるものであり、葵E話への掲載の可否は、この基準により判断するものとする。

2 基本的な考え方

葵E話に掲載する情報は、魅力ある葵区の情報であり、葵E話への掲載を通じて区民意識の醸成と地域活性化に貢献するものでなければならない。

3 掲載基準

次の各号のいずれかに該当すると認められた情報は、葵E話に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 現に掲載されているもの又はそれに類するもの
- (11) 個人情報の収集が目的のもの
- (12) その他、掲載する内容として不相当であると葵区役所地域総務課長が認めるもの

4 施行期日

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。